

令和6年度 第2回 新津小・中学校学校運営協議会



5月25日（土）新津小学校 もりのこ運動会

令和6年6月27日（木）14：00～16：00

新津小学校 ランチルーム

第2回 新津小中学校運営協議会

令和6年6月27日

14:00～16:00

ランチルーム

- 1 開会 開催要件（委員の過半数の出席）確認 ＜司会：新津小CS担当＞
- 2 会長挨拶
- 3 校長挨拶
- 4 議長の選出（出席した委員の中から互選）
- 5 前回会議録確認
- 6 熟議 ＜司会：議長＞
 - （1）新津小の学校支援活動
 - （2）こどもまんなか社会
- 7 報告 ＜司会：新津小CS担当、記録：CSディレクター＞
 - （1）学校支援CDからの活動・研修報告等
- 8 連絡 ＜新津中教頭＞
 - （1）次回 令和6年10月18日（金）14:00～16:00 会場：新津中学校
 - （2）次回の熟議内容の確認
 - ① 新津中のLL学習について
 - ② 部活動の地域移行について
 - （3）次回の議長の選出
- 9 閉会

学校運営協議会 年間計画(案)

令和6年4月1日～令和7年3月31日

※ 委員の過半数の出席がないと開催できません。

※ 感染症の感染拡大防止等、状況により、開催が中止、あるいは延期になる場合があります。

回	日時会場	主な内容 熟議のテーマ 等	備考
1	4月30日(火) 14:00～16:00 新津小 ランチルーム	熟議テーマ (1)学校運営の基本方針について 説明 ⇒ 質疑・応答、熟議 ⇒ 承認 (2)いじめ防止等のための基本方針について (3)夢育やらまいかCS加算分についての意見書について	<新津小> 5月25日(土)運動会 6月21日(金)参観会 <新津中> 5月 2日(木)学校公開日 5月24日(金)体育大会
2	6月27日(木) 14:00～16:00 新津小 ランチルーム	熟議テーマ (13:30～13:50 校内自由参観) ☐ 新津小の学校支援活動について ☐ こどもまんなか社会について	
3	10月18日(金) 14:00～16:00 新津中 会議室	熟議テーマ(案) (13:30～13:50 校内自由参観) ☐ 新津中のLL学習について ☐ 部活動の地域移行について	○学校運営協議会の自己評価を 記入し、学校への提出 ⇒10月 日()までに新津小へ。 または、さくら連絡網のアンケート へ入力してください。
4	1月31日(金) 14:00～16:00 新津中 会議室	熟議テーマ(案) (1)学校関係者評価について (2)次年度学校運営の基本方針について (3)学校運営協議会の自己評価 (4)夢育やらまいかCS加算分の報告	

浜松市立新津小・中学校学校運営協議会委員 (令和4年4月～令和7年3月)

No.	氏 名	ふりがな	種別	性別	肩書 等
1	中村 和則	なかむら かずのり	1	男	自治会連合会 顧問
2	川嶋 利博	かわしま としひろ	1	男	自治会連合会 会長 卸本町自治会 会長 砂丘小学校運営協議会委員 他
3	鈴木 保明	すずき やすあき	1	男	新津中学校区青少年健全育成会 会長 米津町自治会 会長
4	澤根 緑	さわね みどり	1	女	南区協議会委員 民生児童委員 会長
5	阿部 まゆみ	あべ まゆみ	1	女	主任児童委員 (小学校)
6	松田 哲	まつだ さとし	1	男	主任児童委員 (中学校)
7	内山 真由美	うちやま まゆみ	3	女	新津地区社会福祉協議会 ボランティア部長
8	下位 彰吾	しもい しょうご	2	男	R3年度新津小PTA 会長 R4年度新津小PTA 顧問
9	深津 正樹	ふかつ まさき	2	男	R4年度新津小PTA 会長 R5年度新津小PTA 顧問
10	池田 峰生	いけだ みねお	2	男	R5年度新津小PTA 会長 R6年度新津小PTA 顧問
11	大石 浩貴	おおいし ひろたか	2	男	R6年度新津小PTA 会長
12	宮野 浩和	みやの ひろかず	2	男	R6年度新津小PTA 副会長
13	戸塚 なつみ	とつか なつみ	2	女	R5年度新津中PTA 副会長
14	澤柳 由香	さわやなぎ ゆか	2	女	R6年度新津中PTA 副会長
15	水谷 裕美	みずたに ゆみ	3	女	学校支援コーディネーター R4年度新津中PTA 副会長

【規則種別】 ※ 1～3は、必ず1人以上を選定する。

- 1 地域住民 (自治会役員等) 2 保護者 (PTA役員等)
- 3 対象学校の運営に資する活動を行う者 (学校支援CD等)
- 4 その他、校長が適当と認める者。

浜松市立新津小中学校運営協議会 オブザーバー

No.	氏 名	ふりがな	性別	肩書 等
1	黒田 豊	くろだ ゆたか	男	浜松市議会議員
2	山下 美香	やました みか	女	新津協働センター 所長

浜松市立新津小中学校運営協議会 学校支援コーディネーター

No.	氏 名	ふりがな	性別
1	詫摩 恵子	たくま けいこ	女

浜松市立新津小中学校運営協議会 学校職員

No.	新津小学校	No.	新津中学校
1	松山 徹 (校 長)	1	平野 敦子 (校 長)
2	佐山 淳一 (教 頭)	2	鳥居 篤史 (教 頭)
3	森 英 仁 (CS担当教職員)	3	影山 直男樹 (CS担当教職員)
4	二宮 千穂 (CSディレクター)	4	青木 潤子 (CSディレクター)

浜松市教育委員会 教育総務課	鈴木 陽子 (指導主事)
----------------	--------------

令和6年度 第1回 新津小・中学校運営協議会 会議録（要点記録）

- 1 開催日時 令和6年4月30日（火） 14時00分から15時50分まで
- 2 開催場所 新津小学校南校舎2階 ランチルーム
- 3 出席委員 中村 和則、川嶋 利博、鈴木 保明、阿部 まゆみ、下位 彰吾、深津 正樹、池田 峰生、大石 浩貴、宮野 浩和、戸塚 なつみ、澤柳 由香、水谷 裕美
- 4 欠席委員 澤根 緑、松田 哲、内山 真由美
- 5 オブザーバー 黒田 豊（市議会議員）、山下 美香（新津協働センター所長）、
- 6 学校支援コーディネーター 詫摩 恵子
- 7 学 校 松山 徹（新津小校長）、平野 敦子（新津中校長）、佐山 淳一（新津小教頭）、鳥居 篤史（新津中教頭）、森 英仁（新津小CS担当教職員）、影山 直男樹（新津中CS担当教職員）、二宮 千穂（新津小CSディレクター）、青木 潤子（新津中学校CSディレクター）
- 8 教育委員会 鈴木 陽子（教育総務課）
- 9 傍 聴 者 なし
- 10 会議録作成者 新津小CSディレクター 二宮 千穂
- 11 副会長の指名

会長の川嶋委員から、鈴木委員を副会長に指名する旨の報告があった。

12 議長の選出

司会から、議長の選出について委員に意見を求めたところ、池田委員から深津委員を推挙する旨の発言があり、全員異議なくこれを承認した。

13 協議事項

- （1）学校運営の基本方針について
- （2）夢育やらまいか事業に対する意見書について

14 会議記録

司会の新津小CS担当教職員から、委員総数15人のうち12人の出席があり、過半数に達しているため、会議が成立している旨の報告があった。

（1）新津小・中学校運営基本方針について

議長の指示により、小・中校長から、別紙資料に基づき学校運営基本方針について説明があり、委員からは以下の発言があった。

- ・小学校の基本方針の「元気いっぱい」の中で「早寝・早起き・朝ごはん」とあるが、朝ごはんを食べてこない子が多いのか。（中村委員）
→朝食調べの中では食べてきている子が多い。（新津小校長）
- ・中学校のほうで時間外勤務が多いということであるが、手伝えることがあれば地域で力になりたい。（中村委員）
- ・子供ファーストとは何か。イメージは伝わるが、共通理解を持たなければいけないと感じる。（池田委員）
→「自分らしさを大切に作る子供」というところの「自分らしさ」というところにフォーカスしていくことが子供ファーストにつながる。（新津小校長）

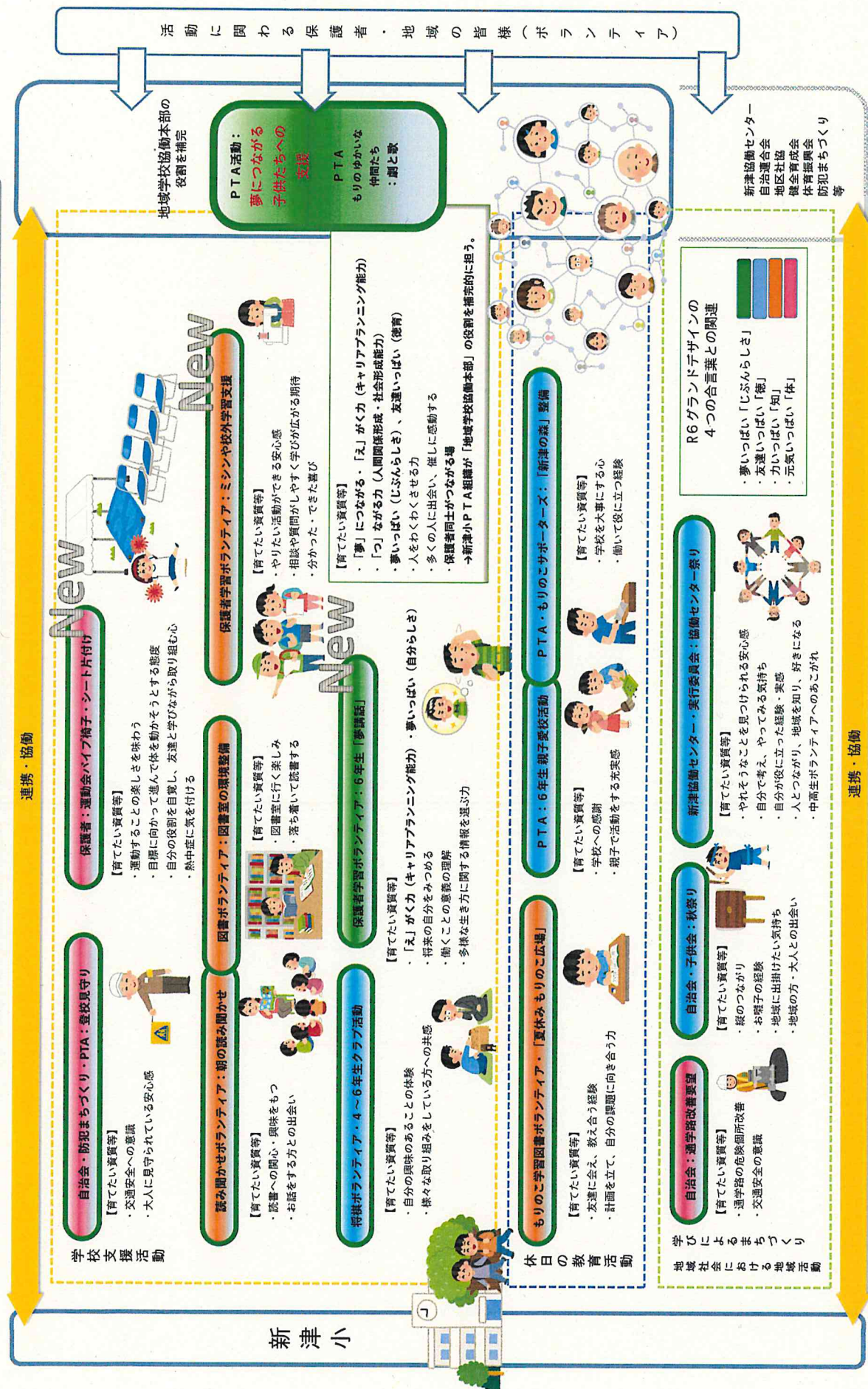
- 子供の権利、子供の幸せを守るということ。新津地区で求めていくべき子供ファーストの定義を作っていったら分かりやすいのではないか。(新津中校長)
- 子供が目的、教育が目的の社会を作る。子供が目的というのは子供の幸せ、そういうことを考えていくことが子供ファーストではないか。(黒田議員)
- ・いじめの話について、学校の中でいじめを解決してもらうことが先生の多忙化につながっているのであれば、いじめという問題について保護者問題、地域問題にしていくことで、学校から離していくことができればいいのではないか。(宮野委員)
 - ・どんな子供に育ててほしいかというところで、助けてもらえる子になってほしいと思う。まず挨拶が大事。人前で発信できる力がほしい。(下位委員)
 - ・昔と今とでは価値観にギャップがある。いじめに関しても受け取り方が違う。子供たちの受け取り方は多様化している。画一的な話ができないことが先生は大変だと感じる。地域ができるだけ積極的に関わっていくことが必要。(鈴木委員)
 - ・いじめの話では、大きなことが起こる前に学校に相談できる仕組みがあればいいのではないか。(阿部委員)
 - ・自分が困ったときにそのことを発信できる力を備えていないと困ったままになってしまふ。そういう力がつけられる環境を整えていってあげたいと思う。(澤柳委員)
 - ・自分たちの時代と比べて新しく入ってきていることで、「夢いっぱい」、「ＬＬ発表会」のように自分の先の生き方を考える授業があるが、実際にこういうことをやっている効果をどう捉えているか教えてほしい。(深津委員)
- 将来のことについて大人から語ってもらう機会を作ることによって、子供たちの生き方の選択肢が広がる。(新津小校長)
- 新津中学校の子供たちは話の内容がしっかりしている。堂々としている。繰り返してきたことによる効果かなと感じる。(新津中校長)
- 協議の結果、全員異議なくこれを承認した。

(2) 夢育やらまいか事業に対する意見書について

議長の指示により、新津小教頭から、冊子資料に基づき夢育やらまいか事業に対する意見書について説明があり、全員異議なくこれを承認した。

その他報告事項

新津小教頭から、第2回会議は令和6年6月27日(木)午後2時から新津小ランチルームで開催し、午後1時30分から20分程度授業を自由参観する時間を設定する旨の報告があった。



令和5年度 外部講師への依頼

学級担任一外部講師へ講師の依頼

学年	実施月	教科	講師
3年	9月	総合・地域	大通院
3年	9月	社会	遠鉄ストア新橋店
4年	6月	総合・福祉	南風
4年	10月	総合・福祉	パラスポーツ派遣選手
5年	5月	総合・環境	林業振興課
5年	6月	総合・環境	ごみ減量推進課
5年	7月	総合・環境	地球温暖化防止推進センター
5年	7月	総合・環境	夜興業
5年	9月	総合・環境	環境政策課
5年	9月	環境	消費者団体連絡会
5年	9月	総合・環境	区振興課
5年	10月	総合・環境	エネジン
6年	6月	社会	東税務署
もりのこ	10月	スポーツ巡回指導	黒田 直記さん

こども基本法の概要

目 的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができ、こども政策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されることともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達にのっとり、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達にのっとり、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務 ○ 事業主・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定
 （※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
 ○ 支援の総合的・一体的提供の体制整備
 ○ 関係者相互の有機的な連携の確保
 ○ この法律・児童の権利に関する条約の周知
 ○ こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
- ① 大綱の案を作成
 - ② こども政策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附 則

施行期日：令和5年4月1日
 検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとり「こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討」

目的（第1条）

（目的）

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健康やかに成長することができ、心身の状況、置かれていく環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができ、こども施策に関し、基本理念を定め、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関する事項を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

- ◆ これまで、こどもに関する各般の施策の充実に取り組んできましたが、少子化の進行、人口減少に歯止めがかかっていません。また、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、こどもを取り巻く状況は深刻で、コロナ禍がそうした状況に拍車をかけています。
- ◆ 常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国社会の真ん中に据えて、強力に進めていくことが急務です。
- ◆ このため、こども家庭庁の設置と相まって、従来、諸法律に基づいて、国の関係省庁、地方自治体において進められてきた、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤となるものとして、こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として、制定されました。